リスク管理方針書に対する質問の回答

NO	シート番号	項目	質問等	回答
1	35、36	環境保全	「環境保全リスク」の負担者が民間事業者　（建設請負事業者・運営事業者）となっていますが、「リスク管理方針書（案）に係る質問の回答N017」で御回答頂きましたように、民間事業者の責めに帰さない事由による環境負荷に係るリスクについては、貴組合にご負担頂けるとの解釈でよろしいでしょうか（例えば、事業用地に内在している土壌汚染・地下水汚染リスクや、ごみ収集車による悪臭･騒音･振動リスク等が考えられます）。	お見込みのとおりです。
2	102	処理手数料の未徴収	「処理手数料の未徴収分は、建設請負事業者又は運営事業者が負担する。」とありますが、直接ごみ搬入時に料金を支払わない者が発生した場合、建設請負契約書（案）第30条及び運営契約書（案）第66条により、組合にて賠償して頂けると解釈してよろしいでしょうか。	後納以外で直接ごみ搬入時に料金を支払わない者が発生した場合には、建設請負契約書（案）第30条及び運営委託契約書（案）第66条の規定に基づき、建設請負事業者又は運営事業者にて負担して下さい。
3	―	優先順位	事業リスク抽出シートの内容と各種契約書の内容に差異がある場合は、契約書が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業リスク抽出シートの内容と各種契約書の内容に齟齬がある場合は、各種契約書の内容が優先されます。
4	―	変更点	リスク管理方針書P1に、H22年5月に公表した案の改訂版との記載があります。変更対照表がありませんが、「事業リスクにかかるリスク抽出シート」についての変更点についてご教示ください。	契約等に含む内容、契約書等での適用箇所（条番号）等における内容の変更を行っています。